

目 次

環境関係	
・ 大気汚染防止法・水質汚濁防止法の申請期間の短縮	1
・ 低公害車基準の見直し	2
・ 特定施設設置、構造等の変更、氏名の変更等（廃止）の届出	3
・ 環境影響評価制度の合理化	4
・ グリーン購入法の特定調達品目の拡大	5
・ 建設資材リサイクルにおける広域再生利用指定制度の要件の緩和	6
・ 流動床炉等廃棄物焼却炉のCO濃度規制の緩和	7
・ 廃棄物処理に係る業・施設の許可制度の見直し	8
・ 一般廃棄物と産業廃棄物の区分の見直し、廃棄物処理に係る業・施設の許可制度の見直し	9
・ 資源循環促進の観点からの廃棄物の範囲等の見直し、ならびに再生利用認定制度の対象範囲の拡大	10
・ 広域処理・資源循環促進の観点等からの廃棄物処理業等の許可制度等の見直し	12
・ 廃棄物処理業・処理施設ならびに変更等に係る許可の見直し	13
・ 地方自治体によるごみ処理方式の統一	14
・ 廃棄物の定義の見直し	15
・ 建設汚泥のリサイクル促進の観点からの廃棄物処理法の見直し	17
・ 泥水シールド工事における掘削泥の取扱いの見直し	18
・ 排出事業者の構内でのみの収集運搬に関する業の許可免除	19
・ 廃プラスチックの電気炉利用に対する廃棄物処理法の適用除外	20
・ 建設工事で用いられる泥土の脱水施設に対する廃棄物処理法の適用除外	21
・ 河川から採取される流木に関する廃棄物処理法の解釈の見直し	22
・ 廃棄物処理施設設置のための事前協議を簡略化又は廃止してほしい、廃棄物の保管量の拡大	23
・ 多量排出事業者による産業廃棄物処理計画策定の合理化・有効活用	24
・ 廃棄物焼却施設の排ガス冷却に関する構造基準の撤廃	25
エネルギー関係	
・ 発電所に係る環境影響評価手続きの簡素化・期間短縮	26

運輸関係

- ・自動車NOx・PM法に係る代替車の自動車取得税軽減措置のリース車への適用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27

その他

- ・ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設からのアルミ溶解炉・アルミ乾燥炉の適用除外・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28

分野	環境	意見・要望提出者	日本経済団体連合会	
項目	大気汚染防止法・水質汚濁防止法の申請期間の短縮			
意見・要望等の内容	大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設及び特定粉じん発生施設並びに水質汚濁防止法に基づく特定施設の設置変更届出を30日前までに行うことにすべきである。			
関係法令	大気汚染防止法第10条、第18条の9 水質汚濁防止法第9条	共管	なし	
制度の概要	大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設及び特定粉じん発生施設並びに水質汚濁防止法に基づく特定施設（以下、「特定施設等」という。）の設置や構造の変更等（以下、「設置等」という。）に係る届出をした者は、届出受理の日から60日間は、その届出に係る特定施設等の設置等を行うことができない。ただし、届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、都道府県知事又は政令市の長（以下、「都道府県知事等」という。）は、この実施の制限に係る期間を短縮することができるものとされている。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
<p>(説明)</p> <p>大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の規定により、都道府県知事等は、特定施設等の設置等に係る60日の実施制限期間を短縮することができるものとされており、本規定の積極的な活用については、平成9年9月24日付け環大規第232号・環水規第309号「大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の届出に関する措置について」により、届出の内容が排出基準、敷地境界基準又は排水基準等に適合すると認められるときには、速やかに工事实施制限期間の短縮措置を講じ、その旨を届出者に通知するよう努めることを都道府県知事等に対し通知した。</p> <p>また、規制緩和推進計画3か年計画(改定)(平成11年3月30日閣議決定)において、引き続き、実施制限期間短縮措置を積極的に講じるよう都道府県知事等に助言することとされたことから、平成11年4月23日付け環大規第128号・環水規第157号「大気汚染防止法及び水質汚濁防止法に基づく届出対象施設の設置等に係る届出事務の処理状況について」により、届出の事務処理状況を調査し、同時に実施制限期間の短縮措置を積極的に講じるよう都道府県知事等に対し通知した。</p> <p>上記調査結果によると、審査に要した日数が30日以内である割合は概ね9割であり、ほとんどの届出が実質的には30日以内で審査を終えている。一方、届出施設の内容が複雑である等の理由により審査に時間を要する場合もあり、実施制限期間の上限を一律に切り下げることが適当ではない。</p>				
担当局課室等名	環境管理局大気環境課、水環境部水環境管理課			

分野	環境	意見・要望提出者	岩谷産業								
項目	低公害車基準の見直し										
意見・要望等の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・現時点で官公庁より低公害車として認定を受けているのは、「天然ガス自動車、メタノール自動車、電気自動車、ハイブリッド自動車」のいわゆる「4兄弟」と、「ガソリン車・ディーゼル車のうち低排出ガス・低燃費車」のみであり、これらの車種には規制緩和および普及に向けての補助金制度等が設けられている。 ・LPG自動車については改善が図られても「低公害車」としての恩恵を受けることができず、自動車メーカーの開発促進阻害要因となっている。 ・メタノール自動車は排ガスがLPG車より悪くても、メタノール自動車というだけで低公害車となる。 ・LPG自動車以外の低公害車普及促進補助金総額の費用対効果を確認すれば、LPG車が極めて現実的で有効な低公害車であることが判明するはずである。 										
関係法令	該当なし	共管	経済産業省								
制度の概要	<p>低公害車開発普及アクションプラン（平成13年7月、経済産業省、国土交通省、環境省）において、実用段階にある低公害車として、天然ガス自動車、電気自動車、ハイブリッド自動車、メタノール自動車及び低燃費かつ低排出ガス認定車の普及を促進することとしている。</p> <p>LPG自動車については、低燃費かつ低排出ガスの認定を受けた車両の普及を進める必要があるが、現在エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）に基づくトップランナー基準を定めていない。</p>										
計画等における記載の状況	<p>13年度重点計画事項 5. 環境 (2) 地球温暖化問題</p> <p>6) クリーンエネルギー自動車を含む低公害車、低燃費車について、普及を推進するとともに、低コスト化、性能面での向上に向けた技術開発等を推進する。</p>										
対応の状況	<table border="0"> <tr> <td style="text-align: center;">措置済・措置予定 措置済</td> <td style="text-align: center;">検討中 措置するか否かを含めて検討中</td> <td style="text-align: center;">措置困難</td> <td style="text-align: center;">その他</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">措置予定</td> <td style="text-align: center;">具体的措置の検討中</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(実施(予定)時期：平成15年度)</p>			措置済・措置予定 措置済	検討中 措置するか否かを含めて検討中	措置困難	その他	措置予定	具体的措置の検討中		
措置済・措置予定 措置済	検討中 措置するか否かを含めて検討中	措置困難	その他								
措置予定	具体的措置の検討中										
(説明)	<p>法令で低公害車の基準を定めたものはないが、低公害車開発普及アクションプランにおいて、実用段階にある低公害車として、天然ガス自動車、電気自動車、ハイブリッド自動車、メタノール自動車及び低燃費かつ低排出ガス認定車の普及を促進することとしている。</p> <p>LPG自動車については、低燃費かつ低排出ガスの認定を受けた車両の普及を進める必要があるが、現在省エネ法に基づくトップランナー基準を定めていないため、年度内に判断基準の原案を策定すべく、「総合資源エネルギー調査会省エネルギー基準部会自動車判断基準小委員会・LPG自動車燃費基準検討会」において検討を進めている。</p> <p>当該基準が制定された後に、低燃費かつ低排出ガスの認定を受けたLPG自動車低公害車として優遇税制等の支援を受けられるよう、平成15年度税制改正において措置を予定しているところ。</p>										
担当局課室等名	環境管理局自動車環境対策課										

分野	環境	意見・要望提出者	経済団体連合会				
項目	環境影響評価制度の合理化						
意見・要望等の内容	観測情報網の整備状況に応じた、現地観測調査の軽減、省略及びその要件の明文化。審査手続きの一元化（県知事意見形成のための自治体審査の廃止）。						
関係法令	環境影響評価法 地方自治体環境影響評価条例	共管	各地方自治体				
制度の概要	<p>環境影響評価の調査、予測、評価の方法については、環境影響評価法第四条第九項の規定による主務大臣及び国土交通大臣が定めるべき基準並びに同法第十一条第三項及び第十二条第二項の規定による主務大臣が定めるべき指針に関する基本的事項（以下「基本的事項」という。）等に基づきつつ、案件毎に事業者において決定することとされている。</p> <p>環境影響評価法では、地域の環境を熟知する都道府県知事は、環境影響の調査、予測、評価の方法を定める際及び評価が行われ、事業者から環境影響準備書（評価を取りまとめた書類）が提出された際には、一定期間内に意見を述べるものとされている。</p>						
計画等における記載の状況	該当無し						
対応の状況	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%; vertical-align: top;"> 措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期:) </td> <td style="width: 10%; vertical-align: middle; text-align: center;">}</td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> 検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 </td> <td style="width: 10%; vertical-align: top;"> 措置困難 その他 </td> </tr> </table>			措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期:)	}	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期:)	}	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他				
(説明) 【その他】環境影響評価に必要な情報が収集できる場合、調査を既存資料の収集によって行うことは可能であり、その点については、基本的事項及び各省令により明らかである。なお、調査法等については案件毎に事業特性や地域特性も異なるため、方法書手続きの中で事業者が決定していくこととしており、一律に調査方法について定めることは困難である。 【措置困難】環境アセスメントにおいては、環境について情報を有する者が意見を提出し、これに基づいて事業者が環境配慮を行うことが重要であり、都道府県知事の意見を提出する手続きを廃止することはできない。また、都道府県知事の意見提出は自治事務として行われるものであり、意見提出期間等の法の定める規定に反しない限りは国としては容喙できない。							
担当局課室等名	総合環境政策局環境影響評価課						

分野	環境	意見・要望提出者	関西経済連合会
項目	建設資材リサイクルにおける広域再生利用指定制度の要件の緩和		
意見・要望等の内容	広域再生利用制度について、当該産業廃棄物を他の製品の原料として再利用する場合についても認めるべきである。		
関係法令	廃棄物処理法第12条、第14条第1項ただし書及び第4項ただし書、同法施行規則第9条第3号、第10条の3第3号	共管	なし
制度の概要	広域的に処理することが適当であり、かつ、再生利用の目的となる産業廃棄物を環境大臣が指定し、これを適正に処理することが確実であるとして環境大臣の指定を受けた者について、収集運搬及び処理業の許可を不要とする。		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="font-size: 3em; margin-right: 10px;">[</div> <div style="margin-right: 10px;">措置済</div> </div> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="font-size: 3em; margin-right: 10px;">[</div> <div>措置予定</div> </div>	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="font-size: 3em; margin-right: 10px;">[</div> <div style="margin-right: 10px;">措置するか否かを含めて検討中</div> </div> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="font-size: 3em; margin-right: 10px;">[</div> <div>具体的措置の検討中</div> </div>	
	(実施(予定)時期：)		
(説明)	<p>広域再生利用指定は、物の製造、加工等を行う者（製造事業者等）が、その製品の販売地点までの広域的な運搬システム等を活用して、当該製品等が産業廃棄物となった場合に、それを回収し、再生利用を促進することを目的とするものであるが、広域再生利用指定の基準である「排出事業者から引き取られた廃棄物はすべて再生利用の用に供されること」は、もとの製品の原料として再利用される場合に限られておらず、その他製品の原料として再生利用する場合も含まれるものである。</p> <p>例えば、廃パソコンでは、部品リユースのほか、他の製品の原材料として再生利用する場合を指定している。建築資材（廃石膏ボード、ロックウール等で指定を受けている場合）については、もとの製品の原材料として再生利用する場合がほとんどであるが、他の製品の原料として再生利用することを検討されているのであれば具体的に御相談いただきたい。</p>		
担当局課室等名	大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課		

分野	環境	意見・要望提出者	日本自動車連合会	
項目	流動床炉等廃棄物焼却炉のCO濃度規制の緩和			
意見・要望等の内容	<p>廃棄物焼却施設の維持管理の技術上の基準において、活性炭吸着などの設備対策によりダイオキシン類の排出基準を満足する焼却炉は、CO濃度基準を適用除外する等の処置を検討すべきである。（ダイオキシン類濃度の測定頻度を増やして基準適合を担保するような付帯条件があっても可。）</p>			
関係法令	廃棄物処理法施行規則第4条の5第1項第2号、第12条の7第5項	共管	なし	
制度の概要	<p>廃棄物焼却施設の維持管理の技術上の基準において、煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の発生抑制を確保するため、排ガス中のダイオキシン類濃度の基準に加え、一酸化炭素濃度が100ppm以下となるよう焼却することとする基準を設定している。</p>			
計画等における記載の状況	<p>横断的措置事項 2 環境関係 イリサイクル・廃棄物 廃棄物焼却炉の維持管理規制の見直し 液中燃焼炉については、排ガス中のCO（一酸化炭素）濃度とダイオキシン類濃度との関係に必ずしも相関関係がないとのデータがあることを踏まえ、排ガス中のCO濃度が100ppm以下となるよう燃焼することとする規制の見直しの必要性について、検討し、所要の措置を講ずる。 【廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成13年環境省令第33号）】</p>			
対応の状況	<p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p>	<p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>	措置困難	その他
<p>（実施時期：平成13年10月）</p>				
<p>（説明） 流動床炉等の従来タイプの焼却炉については、既に都市ごみ焼却の分野においてもCO濃度基準をクリアできるレベルにあり、また、燃焼管理の指標として重要である。したがって、CO濃度規制を緩和することは適当でないと考えている。</p>				
担当局課室等名	大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課、産業廃棄物課			

分野	環境	意見・要望提出者	日本化学工業協会
項目	廃棄物処理に係る業・施設の許可制度の見直し		
意見・要望等の内容	現在、廃棄物は産業廃棄物と一般廃棄物に分類され、処理に関する施設及び業の許認可もそれぞれが必要である。同一品目であれば、産廃の認可があれば、一廃は認可の手続きなしでも処理可能とすべきである。		
関係法令	廃棄物処理法第2条、第7条、第8条、第14条、第15条	共管	なし
制度の概要	廃棄物処理法では廃棄物は一般廃棄物と産業廃棄物に分けられ、それぞれについて廃棄物処理業及び廃棄物処理施設に係る許可制度が設けられている。このため、同じ性状のものであっても排出者によって一般廃棄物と産業廃棄物に分かれる場合があり、これらの処理を行う場合には一般廃棄物、産業廃棄物それぞれの許可を要することとされている。		
計画等における記載の状況	13年度重点計画事項 5環境 (6) 廃棄物リサイクル問題 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)を始めとする諸制度について、以下の検討を行い結論を出す。 1) 廃棄物の定義・区分、廃棄物処理に係る業、施設許可の見直し等 廃棄物の定義、一般廃棄物・産業廃棄物の区分の見直しについて、その処理責任の在り方と併せて検討を行うとともに、併せてリサイクルに係る廃棄物処理法上の業及び施設の許可や手続の簡素化に関し早急に見直しを行う。		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期:	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
(説明) 平成13年より中央環境審議会において廃棄物・リサイクル制度の基本問題についての検討が行われ、平成14年11月に「今後の廃棄物・リサイクル制度の在り方について」意見具申がなされた。同意見具申の中では業・施設の許可制度の合理化については リサイクルなどを行うために広域的に廃棄物が移動する場合の廃棄物処理業の許可については、環境大臣の指定により地方公共団体ごとの許可の取得を不要とする広域指定制度の積極的な拡充を図るべき。 業・施設両方の許可を不要とする仕組みである再生利用認定制度については、認定対象範囲の拡大を検討するとともに認定基準の明確化を図り、可能なものから順次指定していくことが必要。 物の性状に応じた効率的な処理・リサイクルを促進する観点から、同様の性状を有する一定の廃棄物の処理施設の設置の許可取得については、許可制度の合理化を行うことが適当。 リサイクルに関する規制の合理化等の観点から「リサイクルされる廃棄物」という新たな区分を設けてはどうかという指摘については、確実にリサイクルされるかどうかは物の性状のみでは明らかではないため、排出時点での区分を設けるのではなく、リサイクルする者・方法とリサイクルされる物とをセットにした上記の特例制度等に対応することが適当。 といった検討結果を出している。 現在、同意見具申を踏まえ廃棄物処理法の改正も含めた制度改正について検討を行っているところ。			
担当局課室等名	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物・リサイクル制度企画室		

分野	環境	意見・要望提出者	大阪商工会議所、関西経済連合会	
項目	一般廃棄物と産業廃棄物の区分の見直し 廃棄物処理に係る業・施設の許可制度の見直し			
意見・要望等の内容	<p>廃棄物のリサイクルを含めた効率的処理の推進をはかる上で、民間事業者の参入が欠かせない。このため、一般廃棄物・産業廃棄物の区分について、その処理責任のあり方もあわせて見直されたい。同時に、リサイクルにかかる廃棄物処理法上の事業許可や施設許可の見直し、手続の簡素化について早急に検討し、民間参入の促進をはかられたい。（大阪商工会議所）</p> <p>日本では一般廃棄物と産業廃棄物は行政上明確に区別され、許可業者も別扱いとなっている。そのため、類似の性質を持つ廃棄物の処理においても、一般廃棄物と産業廃棄物では処理事業を行うのに別々に許認可をとる必要があり、手続が煩雑となる。</p> <p>一般廃棄物と類似の性質を持つ産業廃棄物を一括して処分できるよう、その区分の見直しを行うべきである。（関西経済連合会）</p>			
関係法令	廃棄物処理法第2条、第7条、第8条、第14条、第15条	共管	なし	
制度の概要	<p>廃棄物処理法では廃棄物は一般廃棄物と産業廃棄物に分けられ、一般廃棄物は市町村が、産業廃棄物は排出事業者がそれぞれ処理責任を有する。また、一般廃棄物・産業廃棄物それぞれについて廃棄物処理業及び廃棄物処理施設に係る許可制度が設けられている。このため、同じ性状のものであっても排出者によって一般廃棄物と産業廃棄物に分かれる場合があり、これらの処理を行う場合には一般廃棄物、産業廃棄物それぞれの許可を要することとされている。</p>			
計画等における記載の状況	<p>13年度重点計画事項 5環境 (6) 廃棄物・リサイクル問題</p> <p>「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)を始めとする諸制度について、以下の検討を行い結論を出す。</p> <p>1) 廃棄物の定義・区分、廃棄物処理に係る業・施設許可の見直し等</p> <p>廃棄物の定義、一般廃棄物・産業廃棄物の区分の見直しについて、その処理責任の在り方と併せて検討を行うとともに、併せてリサイクルに係る廃棄物処理法上の業及び施設の許可や手続の簡素化に関し早急に見直しを行う。」</p>			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済	検討中	措置困難	その他
	措置予定	措置するか否かを含めて検討中	具体的措置の検討中	
	(実施(予定)時期:)			
<p>(説明)</p> <p>平成13年より中央環境審議会において廃棄物・リサイクル制度の基本問題についての検討が行われ、平成14年11月に「今後の廃棄物・リサイクル制度の在り方について」意見具申がなされた。同意見具申の中では廃棄物の区分の見直しについては</p> <p>処理責任に着目した廃棄物の区分の在り方として、事業活動に伴って排出される廃棄物と日常生活に伴って排出される廃棄物に区分することが、方向性としては考えられる。</p> <p>しかしながら、産業廃棄物については不法投棄の多発等の状況が見られること、一方、一般廃棄物については市町村や民間業者により適正に処理されていることから、市町村処理責任の下で処理が円滑に行われているとは言い難いものについて個々に産業廃棄物へ振り分けた上で、それ以外の事業系一般廃棄物については、当面、排出抑制の観点から、排出事業者としての責務にかんがみ適正な費用負担を求めること等も考えられる。</p> <p>としており、また業・施設の許可制度の合理化については</p> <p>リサイクルなどを行うために広域的に廃棄物が移動する場合の廃棄物処理業の許可については、環境大臣の指定により地方公共団体ごとの許可の取得を不要とする広域指定制度の積極的な拡充を図るべき。</p> <p>業・施設両方の許可を不要とする仕組みである再生利用認定制度については、認定対象範囲の拡大を検討するとともに認定基準の明確化を図り、可能なものから順次指定していくことが必要。</p> <p>物の性状に応じた効率的な処理・リサイクルを促進する観点から、同様の性状を有する一定の廃棄物の処理施設の設置の許可取得については、許可制度の合理化を行うことが適当。</p> <p>リサイクルに関する規制の合理化等の観点から「リサイクルされる廃棄物」という新たな区分を設けてはどうかという指摘については、確実にリサイクルされるかどうかは物の性状のみでは明らかではないため、排出時点での区分を設けるのではなく、リサイクルする者・方法とリサイクルされる物とをセットにした上記の特例制度等で対応することが適当。</p> <p>といった検討結果を出している。</p> <p>現在、同意見具申を踏まえ廃棄物処理法の改正も含めた制度改正について検討を行っているところ。</p>				
担当局課室等名	大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物・リサイクル制度企画室			

分野	環境	意見・要望提出者	日本経済団体連合会			
項目	資源循環促進の観点からの廃棄物の範囲等の見直し、ならびに再生利用認定制度の対象範囲の拡大					
意見・要望等の内容	<p>廃棄物の範囲等を、現行の有価か否かではなく、資源として有効利用できるか否かの観点から見直し、リサイクル目的でリサイクル対象物を収集、運搬、処理する場合には、廃棄物処理法の適用対象外とする。</p> <p>加えて、再生利用認定制度の対象範囲を拡大すべきである。その際、適正処理を確保する観点から、制度の対象となり得るための要件、審査項目・基準等を具体的に明示すべきである。</p>					
関係法令	廃棄物処理法第7条第1項及び第4項、第8条、第9条の8、第12条、第14条第1項及び第4項、第14条の4第1項及び第4項、第15条、第15条の2の4 廃棄物処理法施行規則第2条第2号、第2条の3第2号、第9条第2号及び第10条の3第2号	共管	なし			
制度の概要	<p>(廃棄物の範囲) 廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないために不要になった物をいい、これらに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常取扱形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断される。</p> <p>(再生利用認定制度) 平成9年の廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正により、廃棄物の減量化を推進するため、生活環境の保全上の支障がない等の一定の要件に該当する再生利用に限り環境大臣が認定する制度。 認定を受けた者については処理業及び処理施設の許可を不要とするもので、本制度の対象となる再生利用は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則に基づき告示されたものに限ることとなっている。 廃棄物の適正な処理を確保するため、認定を受けた者についても、処理基準の遵守、帳簿の記載及び保存の義務等の規制は適用される。また、都道府県知事又は市町村長は、認定を受けた者に対する報告徴収、立入検査、改善命令及び措置命令等の権限を有している。</p>					
計画等における記載の状況	横断的措置事項 2 環境関係 イリサイクル・廃棄物 再生利用認定制度の対象範囲の拡充 再生利用認定制度について、過去の認定の例を体系的に整理し、同制度の対象品目として追加されるために満たすべき要件について明確な指針を策定する等、再生利用認定制度の対象となる廃棄物の範囲を検討し、認定基準を満たす者については積極的に認定する。					
対応の状況	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> 措置済・措置予定 措置済 一部措置予定 (実施(予定)時期：平成15年中) </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> 検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> 措置困難 その他 </td> </tr> </table>			措置済・措置予定 措置済 一部措置予定 (実施(予定)時期：平成15年中)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
措置済・措置予定 措置済 一部措置予定 (実施(予定)時期：平成15年中)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他				
(説明) (リサイクル対象物を廃棄物処理法の適用対象外とすることについて) 廃棄物は占有者にとって不要な物であるため、「捨てた方が得」であり、その処理に費用をかけて適正な処理を行う動機付けが働きにくいことから、不法投棄などの不適正な処理を未然に防止するため、処理業及び処理施設に係る許可制度を設け、適正な処理を確保することとしている。 リサイクル目的の廃棄物を廃棄物処理法の対象から除外するという要望については、当該廃棄物について、 廃棄物による環境汚染や長期にわたる保管が行われないようにするための廃棄物の処理基準、 不適正な廃棄物の取扱いを行った者に対する是正・改善の命令、 不適正な廃棄物の取扱いにより環境汚染が生ずるおそれがある場合などに排出者を含めた責任者に対する原状回復や環境汚染防止措置の命令、 違反行為に対する罰則 などが一切適用されなくなるものであり、責任ある処理を法的に確保する措置がなくなるため、不適當である。 御要望の趣旨は、いずれも、廃棄物をリサイクルする際の事業化を容易にしようとするものであると考えられるが、現行でも施行規則第2条第2号、第2条の3第2号、第9条第2号及び第10条の3第2号に基づき地方公共団体の判断でリサイクルを行う事業者の事業許可を不要とすることができる。						

(再生利用認定制度に係る対象廃棄物の拡大について)

中央環境審議会意見具申を踏まえ、再生利用認定制度については認定対象範囲の拡大を検討し、可能なものから順次指定していくことが必要との結論を得たところである。これにより、業界の要望も受けながら、新たに追加する認定対象廃棄物として、廃プラスチックのコークス炉利用、廃ゴムタイヤや廃ゴムクローラの溶解炉利用の検討を行っているところ。

また、再生利用認定の申請手続きを迅速に行うため、必要な書類の明確化を含めた手続きの指針の整備に関する申請者からの要望もあり、新たに追加する認定対象廃棄物の動向も考慮しつつ現在検討を行っている。

(合理的な制度の確立による効率的な廃棄物処理・リサイクルの推進について)

現在、広域的なリサイクル実施のため、製品の製造事業者等が、自らの製造した製品が廃棄物となった場合に広域的に回収し、処理を行う場合に環境大臣の指定により地方公共団体ごとに業の許可を不要とする新たな広域指定制度の整備等について平成14年11月の中央環境審議会意見具申を踏まえ、その積極的な拡充に向けて制度を検討中であり、平成15年度中に措置する予定である。

担当局課室等名

大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課、産業廃棄物課

分野	環境	意見・要望提出者	日本経済団体連合会 リース事業協会 日本チェーンストア協会 オリックス株式会社			
項目	広域処理・資源循環促進の観点等からの廃棄物処理業等の許可制度等の見直し					
意見・要望等の内容	<p>現行の廃棄物処理業等のあり方を見直し、収集・運搬・処理を広域的かつ効率的に行うことができるよう、現行の許可制度等を改めるべきである。</p> <p>例えば、都道府県、市町村等毎に行われている許可手続きを、ある程度の広域的に行なえるようにする。（（社）日本経済団体連合会、（社）リース事業協会、オリックス株式会社、日本チェーンストア協会）</p> <p>都道府県単位での許可制度を廃止し、優良な処理業者の育成につなげるべきである。</p> <p>再生資源のみの収集・運搬について都道府県又は市町村の許可する処理業者が行う場合には、都道府県、市町村の枠を超えても可能としていただきたい、</p> <p>納品後の配送トラックでの再生資源の回収を可能として欲しい。（日本チェーンストア協会）</p> <p>一般廃棄物の収集運搬業許可のうち、リサイクル目的のため複数の市町村を経由して運搬が必要な者については、一括して知事により許可されるようにすべきである。（（社）日本経済団体連合会）</p>					
関係法令	廃棄物処理法第7条第1項ただし書及び第4項ただし書、第14条第1項ただし書及び第4項ただし書、同法施行規則第2条第2号、第2条の3第2号、第9条第3号、第10条の3第3号	共管	なし			
制度の概要	<p>産業廃棄物の処理を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事（保健所設置市にあっては市長）の許可を受けなければならない。</p> <p>ただし、再生利用されることが確実であると都道府県知事が認めた産業廃棄物の収集運搬を行う場合には都道府県知事の指定により、また、広域的な再生利用等について一定の要件を満たす場合には環境大臣の指定により、業の許可を不要としている。一般廃棄物の処理を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。</p> <p>ただし、再生利用されることが確実であると市町村長が認めた一般廃棄物の処理を行う場合には市町村長の指定により、また、広域的な再生利用について一定の要件を満たす場合には環境大臣の指定により、業の許可を不要としている。</p>					
計画等における記載の状況	該当なし					
対応の状況	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 33%; vertical-align: top;"> 措置済・措置予定 措置済 措置予定 </td> <td style="width: 33%; vertical-align: top;"> 検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 </td> <td style="width: 33%; vertical-align: top;"> 措置困難 その他 </td> </tr> </table> <p>（実施（予定）時期：平成15年中）</p>			措置済・措置予定 措置済 措置予定	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
措置済・措置予定 措置済 措置予定	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他				
<p>（説明）</p> <p>1．製品の製造事業者等が、販売地点までの運搬システムを活用して、廃棄物となった製品を再生利用するため広域的に回収する場合、環境大臣の指定を受けることにより廃棄物収集運搬業の許可を不要とする特例（広域再生利用指定制度）が設けられているが、リサイクルのより一層の推進を図るため、平成14年11月の中央環境審議会意見具申を踏まえ、その積極的な拡充に向けて制度を検討中である。</p> <p>2．なお、従来から、産業廃棄物の処分業については、廃棄物処理法上、事業を行う区域の都道府県知事の許可を受ければ、全国どここの区域で排出された産業廃棄物についても処分を行うことができるため、広域的に事業を実施することは可能である。</p> <p>3．一般廃棄物の処理については、住民等に対する基礎的サービスとして、市町村が処理責任を負っており、市町村が一般廃棄物処理計画に従って一般廃棄物の処理を行っているところである。民間業者が行う一般廃棄物の処理は、廃棄物処理計画に従って、市町村の監督の下、市町村の処理を補完する観点から市町村の廃棄物処理業の許可制度により認めることとしている。</p> <p>4．現に市町村の監督の下、適切に処理されている一般廃棄物について、広域的な単位で処理を行おうとする場合に、一般廃棄物処理計画に定める処理体制と重複し非効率化が生じるとともに、他の市町村から搬入される一般廃棄物の適正処理が確保されないおそれがあることから、都道府県知事による一般廃棄物処理業の一括許可制度の導入は適切ではないと考える。</p>						
担当局課室等名	大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課、廃棄物対策課					

分野	環境	意見・要望提出者	日本経済団体連合会 関西経済連合会 日本自動車工業会													
項目	廃棄物処理業・処理施設の設置ならびに変更等に係る許可の見直し															
意見・要望等の内容	<p>製造業者の生産施設の一部であり、自社内で発生する廃棄物を処理するための産業廃棄物処理施設である場合は、産業廃棄物処理施設設置許可に関する申請書の書類に、貸借対照表、損益計算書、法人税納付済証明書、役員の住民票、身分証明書、登記事項証明書等は不要とすべきである。</p> <p>廃棄物処理を業として営んでおらず、一定の条件を満たす企業については、廃棄物処理施設の設置許可申請で適用除外を設ける等、書類添付を緩和・簡素化すべきである。（例、ISOグローバル企業では海外の役員や株主があり、大企業は役員の数も多く、資料準備に手間が掛かる。</p>															
関係法令	廃棄物処理法第14条、第15条等、同法施行令第6条、第7条等、同法施行規則第7条、第11条、第12条等	共管	なし													
制度の概要	産業廃棄物処理施設を設置しようとする者又は一定の産業廃棄物処理施設を設置しようとする者は当該区域を管轄する都道府県知事等の許可を受けなければならないところ、申請者の人的要件等を審査するため、許可申請に際し、住民票、登記事項証明書等の添付を義務付けている。															
計画等における記載の状況	該当なし															
対応の状況	<table border="0"> <tr> <td rowspan="2">措置済・措置予定 措置済</td> <td rowspan="2">措置予定</td> <td>検討中</td> <td>措置困難</td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td colspan="2">措置するか否かを含めて検討中</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">具体的措置の検討中</td> <td></td> </tr> </table> <p>（実施時期：平成14年1月）</p>			措置済・措置予定 措置済	措置予定	検討中	措置困難	その他	措置するか否かを含めて検討中					具体的措置の検討中		
措置済・措置予定 措置済	措置予定	検討中	措置困難			その他										
		措置するか否かを含めて検討中														
		具体的措置の検討中														
<p>（説明）</p> <p>廃棄物処理法においては、産業廃棄物処理業の許可又は産業廃棄物処理施設の設置許可に当たって、欠格要件に該当しないなど申請者の能力が、業及び当該処理施設の設置及び維持管理を的確に、かつ継続して行うに足りるものとして基準に適合しているか否かを確認することとしている。このため、欠格要件に該当しない等の申請者の適格性については、許可申請時に住民票等の書類を添付させた上で、関係機関に照会するなどして厳格に判断することが必要である。こうした欠格要件等の審査について、法人・上場企業に限って適用除外とする理由はない。</p> <p>なお、産業廃棄物処理業の許可申請及び産業廃棄物処理施設の設置許可申請等に当たり、いったん所要の添付書類を提出の上受けた許可に係る許可証を、新たに申請を行う申請書に添付した場合には住民票等の書類の添付を省略することができる旨の廃棄物処理法施行規則の改正を平成13年11月に行い、平成14年1月から施行しており、すでに手続きの合理化を実施済みである。</p>																
担当局課室等名	大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課、産業廃棄物課															

分野	環境	意見・要望提出者	日本チェーンストア協会	
項目	地方自治体によるごみ処理方式の統一化			
意見・要望等の内容	都市によってごみ処理に係る対応が不統一であり、ごみ用ポリ袋等の製造コストをはじめ、社会全体がコスト増となるため、地方自治体によるごみ処理方式を統一化すべき。			
関係法令	廃棄物処理法第6条、第6条の2	共管	なし	
制度の概要	<p>廃棄物処理法においては、市町村は当該市町村の区域内の一般廃棄物に関する計画（一般廃棄物処理計画）を定めなければならない。</p> <p>また、市町村は一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに処理しなければならない。</p>			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済 措置予定	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中		
	(実施(予定)時期：)			
<p>(説明)</p> <p>1. 廃棄物処理法上、市町村は一般廃棄物の処理責任を負っており、これに基づく一般廃棄物の処理は市町村の自治事務とされている。市町村はこの原則の下でその策定する一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物の収集・運搬及び処分を行わなければならないこととされている。</p> <p>2. 市町村の一般廃棄物の収集運搬体制は、その市町村の財政状況、職員数や施設規模等の社会的条件、地形や気候等の自然的条件により、その市町村にあった方法が選択されるべきであり、御提案の地方自治体による一般廃棄物の収集運搬体制の統一化は適切ではないと考える。</p>				
担当局課室等名	大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課			

分野	環境	意見・要望提出者	日本経済団体連合会				
項目	廃棄物の定義の見直し						
意見・要望等の内容	<p>資源循環・リサイクル促進と不法投棄未然防止を両立させる観点から、廃棄物処理法の規制を見直すべきである。</p> <p>有価物および適用除外物（土砂等）は従来通り廃棄物処理法の対象外とする。</p> <p>無価であってもリサイクルできるものについては、資源有効利用促進法および各種リサイクル法等を拡充し、廃棄物処理法の対象外とする。</p> <p>土砂（建設発生土）、建設汚泥（泥土）等は、新たな法制化等により同じ括りのなかで品質、安全性をコントロールする仕組みをつくり、有効利活用の道を図る、といった措置を講ずることが必要である。</p>						
関係法令	廃棄物処理法第2条	共管	なし				
制度の概要	<p>廃棄物処理法では廃棄物は「ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃アルカリ、動物の糞尿その他の汚物又は不要物であって固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）」と定義されている。</p> <p>また、不要物の定義については「占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないために不要になった物をいい、これらに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の取扱形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断」という考え方（総合判断説）が最高裁判例によっても採用されている。</p>						
計画等における記載の状況	<p>13年度重点計画事項 5環境（6）廃棄物・リサイクル問題</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）を始めとする諸制度について、以下の検討を行い結論を出す。</p> <p>1）廃棄物の定義・区分、廃棄物処理に係る業、施設許可の見直し等</p> <p>廃棄物の定義、一般廃棄物・産業廃棄物の区分の見直しについて、その処理責任の在り方と併せて検討を行うとともに、併せてリサイクルに係る廃棄物処理法上の業及び施設の許可や手続の簡素化に関し早急に見直しを行う。</p>						
対応の状況	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> 措置済・措置予定 措置済 措置予定 </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> 検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> 措置困難 その他 </td> <td style="width: 25%;"></td> </tr> </table> <p>（実施（予定）時期： ）</p>			措置済・措置予定 措置済 措置予定	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他	
措置済・措置予定 措置済 措置予定	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他					
<p>（説明）</p> <p>平成13年より中央環境審議会において廃棄物・リサイクル制度の基本問題についての検討が行われ、平成14年11月に「今後の廃棄物・リサイクル制度の在り方について」意見具申がなされた。同意見具申の中では廃棄物の定義について</p> <p>不要物は、客観的要素だけでなく主観的要素も考慮しなければ適切に判断できない概念であり、その該当性について、個別事例に即して主観・客観の両面を勘案する考え方そのものには合理性はある。ただし、個別事例に即して具体的な判断基準を明確化する措置を、より多くの対象物について講じ、判断要素の具体化・客観化を図ることが必要。</p> <p>総体として取引価値が生じているが、ほとんどの部分が不要なものであること等によりぞんざいに扱われ、環境保全上の支障が生じるおそれのある使用済物品については、必要最小限の処理基準の適用や事後対応を軸とした環境保全上の管理が必要。</p> <p>廃棄物としての厳格な規制がリサイクルを阻害するという観点からリサイクル可能物を廃棄物から除外すべきとの指摘については、リサイクル名目での不適正処理事例が多発していること等にかんがみれば適切でなく、リサイクル可能物であっても何らかの環境保全上の管理が必要。</p> <p>汚染土壌については、土壌汚染対策法に係るものは同法において的確な対応が必要であり、直接同法の対象となっていない汚染土壌についても、同法の考え方に則した取扱いが望ましい。これらの措置で対応できない場合には廃棄物処理法により環境汚染の防止を図ることを検討する必要がある。</p> <p>建設工事に伴い生ずる土砂については、発注者が契約業者に土砂の搬出先を指定する指定処分の徹底等、発生土砂の搬出抑制、適正な利用及び処分を実態的に確保していくことを中心に必要な対策を講じていくことが適当。</p> <p>といった検討結果が出されている。</p> <p>要望事項 については、上記 の内容を踏まえて検討を進めていく。</p> <p>要望事項 については上記 にもあるように、リサイクル名目での不適正処理事例が多発していること等にかんがみれば適切でなく、措置困難である。なお既存の各種リサイクル法の対象物は廃棄物処理法の対象外とはされていない。</p>							

要望事項 の土砂については、意見具申の内容を踏まえつつ、今後どのような措置を行っていくかについて検討を進めていく。建設汚泥については、汚水の発生や汚泥の流出などの生活環境保全上支障を生ずるおそれがある不要物であり、現に、大量に不法投棄される事案があるなど、「捨てた方が得」な不要物であり、通常は土地造成に用いられる土砂とは異なることから、建設汚泥を廃棄物から除外することは基本的にできない。なお、建設汚泥として取り扱う必要があるか否かについては、平成11年4月に策定した「建設廃棄物処理マニュアル」の策定時において、関係者の意見を集約し、その範囲を明確化したところ。併せて、高規格堤防の築造財として再生利用されるシールド工法の掘削工事等に伴って生じた建設汚泥については、再生利用が生活環境保全上の支障のないものとして環境大臣の認定を受けた場合に廃棄物の再生利用を廃棄物処理法の業許可、施設許可を受けないで行うことのできる特例の対象としており、これまで10件の実績がある。また、高規格堤防の築造材以外にも生活環境保全上の支障のない再生利用があるのであれば、再生利用認定制度の対象に追加することも考えられるので具体的な意見をお持ちの方は、是非とも御相談いただきたい。

担当局課室等名	大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物・リサイクル制度企画室、産業廃棄物課
---------	---------------------------------------

分野	環境	意見・要望提出者	日本経済団体連合会						
項目	建設汚泥のリサイクル促進の観点からの廃棄物処理法の見直し								
意見・要望等の内容	建設汚泥のリサイクル促進の観点から、廃棄物処理法上の扱いを見直すべきである。 建設汚泥改良度と建設発生土を一体化したリサイクルのルールづくりをすべきである。								
関係法令	廃棄物処理法第2条第4項第1号	共管	なし						
制度の概要	産業廃棄物とは事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、汚泥等の廃棄物をいうものとされている。								
計画等における記載の状況	該当なし								
対応の状況	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> 措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期： </td> <td style="width: 10%; vertical-align: middle;">}</td> <td style="width: 45%; vertical-align: top;"> 検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 </td> <td style="width: 10%; vertical-align: middle;">}</td> <td style="width: 10%; vertical-align: top;"> 措置困難 その他 </td> </tr> </table>				措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：	}	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	}	措置困難 その他
措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：	}	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	}	措置困難 その他					
<p>(説明)</p> <p>建設汚泥については、汚水の発生や汚泥の流出などの生活環境保全上支障を生ずるおそれがある不要物であり、現に、大量に不法投棄される事案があるなど、「捨てた方が得」な不要物であり、通常は土地造成に用いられる土砂とは異なることから、建設汚泥を廃棄物から除外することはできない。</p> <p>なお、建設汚泥として取り扱う必要があるか否かについては、平成11年4月に策定した「建設廃棄物処理マニュアル」の策定時において、関係者の意見を集約し、その範囲を明確化したところ。</p> <p>併せて、高規格堤防の築造材として再生利用されるシールド工法の掘削工事等に伴って生じた建設汚泥については、再生利用が生活環境保全上の支障のないものとして環境大臣の認定を受けた場合に廃棄物の再生利用を廃棄物処理法の業許可、施設許可を受けないで行うことのできる特例の対象としており、これまで10件の実績がある。また、高規格堤防の築造材以外にも生活環境保全上の支障のない再生利用があるのであれば、再生利用認定制度の対象に追加することも考えられるので具体的な意見があれば、個別に御相談いただきたい。</p>									
担当局課室等名	大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課								

分野	環境	意見・要望提出者	日本経済団体連合会	
項目	泥水シールド工事における掘削泥の取扱いの見直し			
意見・要望等の内容	掘削泥について、現在は砂分を除去した時点で土砂か汚泥かを判定しているが、脱水処理後の性状により判定すべきである。			
関係法令	廃棄物処理法第2条第4項第1号	共管	なし	
制度の概要	<p>産業廃棄物とは事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、汚泥等の廃棄物をいうものとされている。</p> <p>平成11年4月に策定した「建設廃棄物処理マニュアル」では、「土砂か汚泥かの判断は、掘削工事に伴って排出される時点で行うものとする。掘削工事から排出されるとは、水を利用し、地山を掘削する工法においては、発生した掘削物を元の土砂と水とに分離する工程までを、掘削工事としてとらえ、この一体となるシステムから排出される時点で判断することになる。」としている。</p>			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	<p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>(実施(予定)時期:)</p>	<p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>		
(説明)	<p>建設汚泥の判断基準は、平成11年4月に策定した「建設廃棄物処理マニュアル」の策定時において、関係者の意見を集約し、その範囲を明確化したところ。</p> <p>これは、建設汚泥が高度の流動性を有し、ぞんざいに扱われた場合には流出等の生活環境保全上の支障を生じさせる可能性があることを踏まえて設けられたものである。</p> <p>なお、上記マニュアルに照らし排出時点において建設汚泥と判断されるものについて、単に脱水処理を行ったのみでは、多少の降雨等により即座に流動性を有する状態になり、流出等の生活環境保全上の支障を生じさせる可能性があることから脱水処理後において廃棄物該当性の判断を行うことは困難である。</p>			
担当局課室等名	大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課			

分野	環境	意見・要望提出者	日本経済団体連合会	
項目	排出事業者の構内でのみの収集運搬に関する業の許可免除			
意見・要望等の内容	排出事業者の構内でのみの収集運搬のみを行う場合には、法人格を異にしている場合、処理業の許可を不要と解釈変更すべきである。			
関係法令	廃棄物処理法第7条第1項、第14条第1項及び第14条の4第1項 廃棄物処理法施行規則第2条第2号、第2条の3第2号、第9条第2号及び第10条の3第2号	共管	なし	
制度の概要	産業廃棄物の処理を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県（保健所設置市にあっては市長）の許可を受けなければならない。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="font-size: 3em; margin-right: 10px;">{</div> <div style="margin-right: 10px;">措置済</div> </div> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="font-size: 3em; margin-right: 10px;">{</div> <div style="margin-right: 10px;">措置予定</div> </div>	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="font-size: 3em; margin-right: 10px;">{</div> <div style="margin-right: 10px;">措置するか否かを含めて検討中</div> </div> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="font-size: 3em; margin-right: 10px;">}</div> <div style="margin-right: 10px;">具体的措置の検討中</div> </div>		
	(実施(予定)時期：)			
(説明)	<p>排出事業者の構内であっても、当該法人以外の者が、業として廃棄物の収集運搬を行う場合には、当該廃棄物の性状に応じた適切な収集運搬を行う必要があり、当該能力を担保するため廃棄物収集運搬業の許可を取得させることとしているものであり、同一事業場内であるか否かによって別異に解する必要性は認められない。</p> <p>ただし、これまでも工場内等の限られた区域内で当該法人以外の者が排出事業者の補助者として廃棄物の収集等を行う行為については、排出事業者の自ら処理として許可の対象にしていなかったので御留意願いたい。</p> <p>なお、現行でも一般廃棄物・産業廃棄物の再生利用を行う場合については、施行規則第2条第2号、第2条の3第2号、第9条第2号及び第10条の3第2号に基づき市町村長又は都道府県知事の判断でリサイクルを行う事業者の事業許可を不要とすることができる。</p>			
担当局課室等名	大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課、産業廃棄物課			

分野	環境	意見・要望提出者	日本経済団体連合会						
項目	廃プラスチックの電気炉利用に対する廃棄物処理法の適用除外								
意見・要望等の内容	廃プラスチックを電気炉で利用することを、廃棄物処理法の適用除外項目に追加すべきである。								
関係法令	廃棄物処理法第14条第1項、第15条第1項、同法施行令第6条の2、第7条	共管	なし						
制度の概要	産業廃棄物の処理を業として行おうとする者及び一定の産業廃棄物処理施設を設置しようとする者は当該区域を管轄する都道府県知事等の許可を受けなければならない。								
計画等における記載の状況	該当なし								
対応の状況	<table border="0"> <tr> <td rowspan="2"> 措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期: </td> <td rowspan="2"> 検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 </td> <td>措置困難</td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> </tr> </table>			措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期:	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他		
措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期:	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他						
(説明)	<p>事業活動に伴って不要として排出された廃プラスチック類は、飛散・流出等の生活環境保全上の支障を生じさせる可能性があり、現に大量に不法投棄される事案があるなど「捨てた方が得」な不要物であり、廃プラスチック類を電気炉で使用することのみをもって産業廃棄物から除外することはできない。</p> <p>なお、電気炉は、ダイオキシン類対策特別措置法にも見られるように、ダイオキシンの排出レベルが新設焼却炉と比べて高く、廃棄物を電気炉に投入することで燃焼状態が悪化し、ダイオキシン発生が増大することが懸念されるため、廃棄物を電炉で投入する場合には、廃棄物処理法に基づく万全の対応が必要と考えている。</p>								
担当局課室等名	大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課								

分野	環境	意見・要望提出者	日本経済団体連合会	
項目	建設工事で用いられる泥土の脱水施設に対する廃棄物処理法の適用除外			
意見・要望等の内容	建設工事で用いられる泥土の脱水施設は、廃棄物処理法の適用除外とすべきである。			
関係法令	廃棄物処理法15条第1項、同法施行令第7条第1号	共管	なし	
制度の概要	産業廃棄物たる汚泥の脱水施設を設置しようとする者はその施設を設置しようとする地を管轄する都道府県知事等の許可を受けなければならない。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	[措置済 措置予定 (実施(予定)時期:)	[措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中		
(説明)	<p>汚泥の脱水施設のうち一定規模以上のものについては、処理に伴って発生する排水等により生活環境に与える負荷が大きいことから許可を要する産業廃棄物処理施設としている。</p> <p>産業廃棄物処理施設については、当該施設の利用者が誰であるにかかわらず、施設の設置に伴って生ずる生活環境の支障を未然に防止する観点から一定の要件を満たしたものについてのみ許可することとしており、排出事業者自らが施設を設置する場合であっても別異に取り扱うことはできない。</p> <p>なお、産業廃棄物処理施設の設置許可申請等に当たり、いったん所要の添付書類を提出の上受けた許可に係る許可証を新たに申請を行う申請書に添付した場合には住民票等の書類の添付を省略することができる旨の廃棄物処理法施行規則の改正を平成13年11月に行い、平成14年1月から施行しており、既に手続の合理化を実施済み。</p>			
担当局課室等名	大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課			

分野	環境	意見・要望提出者	日本経済団体連合会
項目	河川から採取される流木に関する廃棄物処理法の解釈の見直し		
意見・要望等の内容	水力発電所のダムの管理に当たり、不要として排出された流木は、自然状態として河川を流下するもので、その大半は草木類であり自然還元されるものであるため、廃棄物としないよう、解釈を変更すべき。		
関係法令	廃棄物処理法第2条	共管	なし
制度の概要	廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないために不要になった物をいい、これらに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常取扱形態、取引価値の有無及び占有者の意志等を総合的に勘案して判断される。		
計画等における記載の状況	13年度重点計画事項 5環境 (6)廃棄物・リサイクル問題 廃棄物処理法を始めとする諸制度について、以下の検討を行い結論を出す。 1)廃棄物の定義・区分、廃棄物処理に係る業、施設許可の見直し等 廃棄物の定義、一般廃棄物・産業廃棄物の区分の見直しについて、その処理責任の在り方と併せて検討を行うとともに、併せてリサイクルに係る廃棄物処理法上の業及び施設の許可や手続の簡素化に関し早急に見直しを行う。		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期:	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中)	措置困難 その他
(説明) 廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないために不要になった物をいい、これらに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常取扱形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断される。 御要望のあった水力発電所のダムの管理に当たり不要として排出された流木については、流木自体は自然発生し河川を流下するものではあるが、当該流木がダム内に滞積したものについては、当該ダムの管理者が、ダムの機能の維持等のために不要物として排出するものであり、草木類であって自然還元されるといった性状をもって廃棄物ではないとすることは不適當である。			
担当局課室等名	大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課		

分野	環境	意見・要望提出者	日本経済団体連合会													
項目	廃棄物処理施設設置のための事前協議を簡略化又は廃止してほしい。 廃棄物の保管量の拡大															
意見・要望等の内容	許可までに時間がかかるため、ビジネスチャンスを失う。 セメントの原・燃料として処理する場合、廃棄物の増減は品質に影響することから、安定処理を行うためにも、廃棄物の保管量を20～30日分まで拡大すべきである。															
関係法令	廃棄物処理法第12条第1項(施行令第6条第1項、施行規則第7条の7)、同法第15条第1項	共管	なし													
制度の概要	廃棄物処理法上、廃棄物処理施設の設置に当たり事前の協議は求められていない。 産業廃棄物については処分等のための産業廃棄物の保管上限は、当該施設の1日当たりの処理能力の14日分とされている。															
計画等における記載の状況	該当なし															
対応の状況	<table border="0"> <tr> <td rowspan="2">措置済・措置予定 措置済 措置予定</td> <td rowspan="2">〔</td> <td>検討中</td> <td>措置困難</td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td>措置するか否かを含めて検討中</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>〕</td> <td>具体的措置の検討中</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(実施(予定)時期:)</p>			措置済・措置予定 措置済 措置予定	〔	検討中	措置困難	その他	措置するか否かを含めて検討中				〕	具体的措置の検討中		
措置済・措置予定 措置済 措置予定	〔	検討中	措置困難			その他										
		措置するか否かを含めて検討中														
	〕	具体的措置の検討中														
<p>(説明)</p> <p>(事前協議について)</p> <p>ご指摘の事前協議は、廃棄物処理法に基づくものではないものの、廃棄物の不適正処理の増大に伴う地域住民の反対運動の高まりとともに、あらかじめ紛争の発生を防止することを目的として、各地方公共団体の判断により施設の設置許可申請を行うに当たり、事前に周辺住民の同意を取得するよう求める行政指導が行われてきたと認識している。</p> <p>平成9年の廃棄物処理法改正により、処理施設の許可を受けようとする者に対し事前に生活環境影響調査の実施を義務付けるとともに、焼却施設や最終処分場等周辺住民の関心が高い施設については利害関係者からの生活環境保全上の観点からの意見を聴く手続や専門家の意見を聴く制度が設けられているところ。</p> <p>今後平成9年及び平成12年廃棄物処理法改正による規制の徹底により、排出事業者責任のもと適切かつ確実な処理が実施され、廃棄物処理に対する不信感が緩和されれば、こうした事前協議についても解消に向かうものと考えられる。</p> <p>なお、構造改革特別区域法に基づく特例として再生利用認定制度の対象廃棄物の拡大事業が取り上げられているところ、地方公共団体の行う御指摘のような法令を上回る規制が、広域的・効率的なリサイクルを阻害しているとの認識のもと、「地方公共団体が特例を求める廃棄物について法令を上回る規制(関係者の同意、流入規制(当該地方公共団体の区域内のみの廃棄物を用いて再生利用を行う場合及び単なる届出を除く。))を自ら設けていない」ことを特区計画認定申請の前提としたところである。</p> <p>(保管上限について)</p> <p>産業廃棄物の処分又は再生を行うと称し、処理施設の処理能力に比して過大な量の産業廃棄物を保管し、最終的には当該産業廃棄物を放置し事実上の不法投棄に至る事例や、山積みされた廃棄物が飛散、流出すること等により生活環境保全上の支障を生じさせる事態がみられたことから、産業廃棄物について処分又は再生を行う処理施設において保管することができる産業廃棄物の数量を一処理施設の能力に応じた定量に限定している。</p> <p>保管上限については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条第1項で、当該施設の1日当たりの処理能力の14日分を基本数量として定めているが、船舶により搬入する場合や施設の定期点検等が行われる場合等については、同法施行規則で基本数量を超える特例が既に設けられているところ。</p>																
担当局課室等名	大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課															

分野	環境	意見・要望提出者	日本経済団体連合会 日本自動車工業会			
項目	多量排出事業者による産業廃棄物処理計画策定の合理化・有効活用					
意見・要望等の内容	<p>廃棄物処理法施行令により規定されている多量排出事業者の判定基準について、建設現場からの建設廃棄物については、工事現場が対象事業場となり事務量が膨大なため、業態特性に応じた判定基準を新たに設けるべきである。</p> <p>計画書の提出・実施状況の報告に係る内容・書式について、全国統一の様式を採用すべきである。</p> <p>廃棄物の発生状況に係る報告は多数あり、目的、内容が同様な報告書については、省庁間で調整しできるかぎり一本化すべきである。又、報告書に記載する事項はできる限り簡素化すべきである。また、報告書の内容は、他事業者の参考になることから積極的に公表を進めるべきである。</p>					
関係法令	廃棄物処理清掃法第12条第7項、同第8項、同9項、第12条の2第8項、同第9項、第10項 資源有効利用促進法省令第57号 愛知県公害防止条例 第41条2-2	共管	経済産業省			
制度の概要	<p>一定の量以上の産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物を排出する事業者（多量排出事業者）に対して、廃棄物の減量や適正処理に関する処理計画及び実施状況報告の作成及び都道府県知事への提出を義務づけるもの。</p> <p>都道府県は、これらの処理計画やその実施状況を1年間公衆の縦覧に供する方式で公表する。</p>					
計画等における記載の状況	該当なし					
対応の状況	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 33%; vertical-align: top;"> 措置済・措置予定 措置済 措置予定 </td> <td style="width: 33%; vertical-align: top;"> 検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 </td> <td style="width: 33%; vertical-align: top;"> 措置困難 その他 </td> </tr> </table> <p>(実施(予定)時期：)</p>			措置済・措置予定 措置済 措置予定	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
措置済・措置予定 措置済 措置予定	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他				
<p>(説明)</p> <p>多量排出事業者の処理計画については、事業者の自主的な減量化や住民への情報提供、周知啓発が推進されることで、廃棄物の総合的な減量及びその適正な処理が適切に推進されるよう、平成12年の廃棄物処理法改正により、これまで都道府県知事が個別に処理計画の作成を指示してきたところを、前年度の産業廃棄物の発生量が1000トン以上である事業所全てについて、処理計画の作成と都道府県知事の公表が定められた。</p> <p>ただし、法令に定める様式の書類の他に提出する書類の様式については、事業者の自主的な取組を推進し、これを通じて減量等を推進する趣旨のものであることから、各事業者は、その事業内容や廃棄物の種類、性状等に応じて柔軟に自主的に定めうるものとしている。</p> <p>こうした取り組みを支援するため、事業者がより円滑に処理計画を作成するための手引きとして、平成13年6月に「多量排出事業者による産業廃棄物処理計画の策定マニュアル」を作成し、公表したところである。</p> <p>廃棄物処理法の多量排出事業者の報告等は、事業場毎に各事業者がその事業内容や廃棄物の種類、性状等に応じて柔軟に自主的に定め、必要最低限統一しておくべき事項について様式を定めているので、他法令の報告等にも活用できる内容を兼ね備えることにより、効率化を図ることは可能である。</p> <p>また、多量排出事業者の計画及び計画の実施状況については、都道府県知事が公表することになっている。</p> <p>なお建設業の場合には、事業の実施形態が、多数の工事現場を抱えると言った特殊な状況にあることから、計画の策定実態を詳細に解説記、必要に応じてマニュアルの改訂を行うなどを検討したい。</p>						
担当局課室等名	大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課					

分野	環境	意見・要望提出者	日本経済団体連合会			
項目	廃棄物焼却施設の排ガス冷却に関する構造基準の撤廃					
意見・要望等の内容	1時間当たりの処理能力が200kg以上の廃棄物焼却施設について、燃焼ガス温度をおおむね200以下に冷却する必要がある、という施設の構造基準を撤廃すべきである。					
関係法令	廃棄物処理法第15条の2、同法施行令第7条、同法施行規則第12条の2第5項ほか	共管	なし			
制度の概要	1時間当たりの処理能力が200kg以上の産業廃棄物焼却施設等の設置については、都道府県知事等の許可が必要であり、ダイオキシン類の発生抑制のため、燃焼ガス温度をおおむね200以下に冷却することのできる冷却設備の設置が義務付けられている。					
計画等における記載の状況	該当なし					
対応の状況	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> 措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期:) </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> 検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> 措置困難 その他 </td> </tr> </table>			措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期:)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期:)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他				
(説明)	<p>平成9年の廃棄物処理法施行規則の改正により、廃棄物焼却施設からのダイオキシン類の削減を図るため、構造基準、維持管理基準が強化された。</p> <p>ダイオキシン類は不完全燃焼によって生成されるほか、集じん器内の温度が300℃前後の場合に再合成されることが知られており、燃焼ガス中のダイオキシン類の再合成を抑制する観点から、冷却設備の設置を義務付けている。</p> <p>一方、近年の焼却技術の著しい発展や既存の設備の有効活用のニーズが生じており、これらに応じて基準を合理的なものとする必要があるため、ご指摘の点については措置するか検討中である。</p>					
担当局課室等名	大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課、産業廃棄物課					

分野	エネルギー、環境関係	意見・要望提出者	経済団体連合会
項目	発電所に係る環境影響評価手続きの簡素化・期間短縮		
意見・要望等の内容	<p>審査の代行や審査手続きの迅速化・簡素化により、審査期間を短縮する。 発電器台数が変更されても出力が10%以上増加されない場合は、事業計画の軽微変更と見なして再手続きを要しないこととする。 現地調査を要する項目について、気象官署、測定局等の既存の資料によって必要な情報が収集できる場合は現地調査を免除できる旨を「発電所に係る環境影響評価の手引き」に記載する。 環境影響評価法は、法施行後10年を待たずして、見直しを検討する。</p>		
関係法令	<ul style="list-style-type: none"> 環境影響評価法 電気事業法 地方自治体環境影響評価条例 	共管	経済産業省 各地方自治体
制度の概要	<p>電気事業に関する環境影響評価に係る審査期間については、環境影響評価方法書について180日以内、環境影響評価準備書について270日以内、環境影響評価書について30日以内と電気事業法において定めている。 環境影響評価の再手続きを要しない事業の要件については、環境影響評価法施行令において定めている。 発電所の設置又は変更の工事に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（経済産業省令、以下「発電所アセス省令」という。）において、現況調査に係る標準手法を定めているが、予測及び評価において必要とされる情報が標準手法より簡易な手法で収集できることが明らかである場合には簡略化された調査手法を選定することは可能と規定している。 環境影響評価法は、法施行後10年を経過した場合において、施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする、と定められている。</p>		
計画等における記載の状況	該当無し		
対応の状況	措置済・措置予定 〔 措置済 措置予定 （実施（予定）時期： ）	検討中 〔 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
（説明） 経済産業省において回答。 【その他】再アセスを行う要件については環境影響評価法施行令第9条第2項第2号、第13条第2項第2号、別表第二及び別表第三において定められているが、発電器台数の変更のみでは再手続きの対象とならないことは明らかであるため、措置の必要はない。 ただし、発電器台数の変更に伴い、発電設備の出力が10%以上増加する場合等、別表第二及び別表第三の十二の項の第二欄に掲げる緒元の修正が起こる場合であって、かつ第三欄に掲げる要件に該当しない場合は、再手続きの必要が生じる。 経済産業省において回答。 【措置困難】現在、環境影響評価法施行後3年半を経過したところであり、同法の全般的な内容の見直しを直ちに行うことは困難である。 ただし、個別に見直しの必要が生じた場合は適宜対処するものである。			
担当局課室等名	総合環境政策局環境影響評価課		

分野	運輸	意見・要望提出者	社団法人リース事業協会
項目	自動車 NOx・PM 法に係る代替車の自動車取得税軽減措置のリース車への適用		
意見・要望等の内容	リース車により代替した場合も本制度の適用が受けられるよう措置すること		
関係法令	・地方税法附則第32条 ・自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第25条	共管	総務省、国土交通省
制度の概要	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NOx・PM 法）に係る代替車の自動車取得税の軽減措置について、代替車を取得した場合にのみ適用があり、代替車がリース車の場合には、自動車取得税の軽減措置は受けられない。		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済	検討中 措置するか否かを含めて検討中	措置困難 その他
	措置予定	具体的措置の検討中	
	(実施(予定)時期:)		
<p>(説明)</p> <p>自動車 NOx・PM 法に基づく車種規制は使用過程にある自動車にも適用され、特定自動車排出基準等に適合しない自動車は、一定の猶予期間後に走行できなくなり買い替えが強制されるが、こうした自動車の買い替えは運送事業者等にとっては大きな経済的負担となるため、本措置を通じて運送事業者等の負担を軽減することとしている。</p> <p>リース車両を利用する場合、運送事業者については自動車取得税を納税する義務が生じないため税の優遇措置を直接受けることはない。</p> <p>しかしながら、リース事業者が、リース車両である一定の特定自動車排出基準等に適合しない自動車を完全廃車し、新たに特定自動車排出基準に適合し、かつ最新の自動車排出ガス基準に適合したリース車両に買い替える場合については、本措置の適用を受けることができるので、当該軽減措置の効果はリース料金に反映されるものとする。</p>			
担当局課室等名	環境管理局自動車環境対策課		

分野	その他	意見・要望提出者	日本経済団体連合会			
項目	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設からのアルミ溶解炉・アルミ乾燥炉の適用除外					
意見・要望等の内容	再生インゴット及び鋳物工程内で発生する湯道・方案部分などのアルミニウムくず、塩素を含有しない切削油を使用する機械加工工程で発生する切粉等を原材料として使用するアルミ溶解炉・アルミ乾燥炉は特定施設から除外すべきである。					
関係法令	ダイオキシン類対策特別措置法施行令第1条	共管	なし			
制度の概要	ダイオキシン類対策特別措置法施行令第1条により、「アルミニウム合金の製造（原料としてアルミニウムくず（当該アルミニウム合金の製造を行う工場内のアルミニウムの圧延工程において生じたものを除く。）を使用するものに限る。）の用に供する焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉であって、焙焼炉及び乾燥炉にあつては原料の処理能力が1時間当たり0.5トン以上のもの、溶解炉にあつては容量が1トン以上のもの」と規定されている。					
計画等における記載の状況	該当なし					
対応の状況	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 33%; vertical-align: top;"> 措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期： </td> <td style="width: 33%; vertical-align: top;"> 検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中) </td> <td style="width: 33%; vertical-align: top;"> 措置困難 その他 </td> </tr> </table>			措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中)	措置困難 その他
措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中)	措置困難 その他				
(説明) ダイオキシン類対策特別措置法の施行に伴う関係政省令の整備に当たり、各種発生源からのダイオキシン類の排出状況をもとに規制の必要性について検討を行い、アルミニウム合金製造工程については、アルミニウムくずを原料とする施設においては、原材料に塩素分が付着しており、さらに溶解の際に不純物を除去するための塩素化合物等を使用していること等から、ダイオキシン類が発生しているものと考えられ、工場内の圧延工程において生じたアルミニウムくずを使用するものを除き規制対象とした。したがって、ダイオキシン類の発生の可能性が否定できない当該施設を、現時点で適用除外とすることは困難である。						
担当局課室等名	環境管理局総務課ダイオキシン対策室					